方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤を 強化

~安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する~

推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援

推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

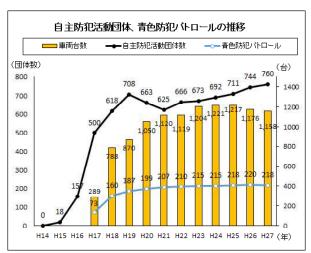
推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進

方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤を強化 ~安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する~

推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援

1 現状と課題

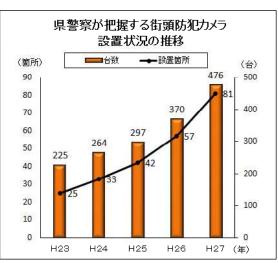
刑法犯認知件数は平成14年に戦後 最多となる32,017件を記録し、 県内における治安情勢は危機的な状況 となりました。治安の回復には地域住 民やボランティア団体が自主的に行う 防犯活動を促進することが不可欠であ り、以降、厳しい治安情勢を背景に、 警察と自治体、地域住民等が協働して 安全・安心まちづくりを推進してる した。その結果、地域住民等による防 犯ボランティア活動は、「自分たちの まちは自分たちで守る」をモットーと



して広がりを見せました。さらに、平成16年に奈良市内で下校途中の小学1年生の女児が誘拐の上、殺害される痛ましい事件が発生しましたが、これを契機に子供の安全を守る取組についても見直され、この年に全国で運用が開始された青色防犯パトロール活動が県内で活発化するなど、防犯活動への参加気運が一層高まりました。

こうした防犯ボランティア団体の活動が活発になり、刑法犯認知件数、中でもひったくりや車上ねらい等の街頭犯罪、住宅等に侵入して金品を窃取する侵入犯罪は大きく減少しました。しかし、地域の社会構造に目を向けると、かつて良好な治安を支えてきた地域の連帯感の希薄化に加えて少子高齢化が進行し、これまでの活動を担ってきた構成員の高齢化や、新たな担い手が不在であるなど、防犯ボランティア団体の活動をそのままの形で維持し、将来にわたり持続させていくことが必ずしも容易ではなくなっている状況にあります。

一方、平成27年に香芝市内で発生した小学生女児略取事件の発生を契機として、防犯カメラの有用性が広く認知され、各市町村による独自の予算化や自治会等に対する補助事業創設の動きが進んでいます。街頭防犯カメラ設置等の防犯環境の整備は、物理的な環境改善による犯罪の予防効果、犯罪発生時の的確な対応に効果があるばかりでなく、犯罪を許さない気運を醸成するなど、安全・安心まちづくりを推進する上で、極めて重要な役割を果たしています。



こうした現状を踏まえ、それぞれの地域において自主的な防犯活動が持続的に行われる必要があります。これを進めるため、県や市町村、県警察が一層連携し、活動の担い手となる人づくり、活動の持続性を高める組織づくり、地域住民等からの理解と共感を高める環境づくりに指向した支援を行います。

2 課題を踏まえた基本方針

地域住民の自主的な取組に対する支援

- ①人的支援の強化
- ②財政的・物的支援の充実
- ③防犯カメラの設置促進
- ④情報提供の推進
- ⑤教育・啓発の推進

3 施策の展開

(1) 人的支援の強化

ア 防犯ボランティア団体の活動実態等の把握

各地域で組織されている防犯ボランティア団体の活動は、警戒の対象等、地域の特色が反映されることから、活動支援に当たっては、その地域の犯罪発生実態はもちろん、構成員の構成、活動の時間帯等の活動実態のほか、活動上の課題、支援ニーズ等を的確に把握する必要があります。従って、現行の「防犯サポート事業所登録事業」に加えて(仮称)「自主防犯団体サポート登録制度」を立ち上げるなどして、今後一層、必要な支援が行える枠組みの構築について検討します。

【担当課:安全・安心まちづくり推進課】

イ 防犯アドバイザー制度の増強

持続可能な防犯ボランティア団体の活動に向けた各種支援を推進するためには、その活動を側面的に支援するアドバイザーが必要となります。防犯ボランティア団体の活動を根底で支えているのは、活動に取り組む人々の地域に対する「思い」や「志」であり、これらが持続可能なボランティア活動を生み出します。そこで、各地域の犯罪発生実態について知見を有する警察官OBが市町村担当者と連携し、各団体ごとにアドバイスを行い、課題解決に向けた継続的かつ専属的な支援を行うため、「防犯アドバイザー制度」の増強に努めます。

【担当課:警察本部生活安全企画課】

《防犯アドバイザー制度》

「防犯アドバイザー」は平成7年に開始された制度であり、現在、奈良警察署及び橿原警察署に1名ずつ(計2名)を配置しています。防犯活動に関するノウハウを有する防犯アドバイザー(警察官OB)が地域住民に対する情報提供、防犯指導、講演活動等を専門的に行い、自主防犯活動の定着と地域防犯力の向上に努めています。



ウ 防犯活動に対する気運の醸成と人的支援

県警察では、近年低下していると言われる「地域防犯力」を高めるため、平成24年6月から、実施地区内に「声かけ運動実施中~向こう三軒両隣裏隣~」の防犯シートやのぼり旗を掲げて、鍵掛けを励行するとともに、住民が相互に挨拶を行って連帯意識や絆を深め、更には見知らぬ人には声かけを行って犯罪を企図する者が入り込みにくい地域を構築する「あいさつ・声かけ



あいさつ・声かけ・鍵掛け運動 チャレンジ "絆"

・鍵掛け運動『チャレンジ"絆"』」の取組を支援しています。

また、少子高齢化の中で、防犯ボランティア団体は、高齢化と後継者不足に直面 していることから、次世代を担う若い世代に対する防犯ボランティア活動への参 加促進を始め、現役世代、退職世代等、幅広い世代に対する防犯活動への参加を 促進しています。

なお、防犯ボランティア活動の組織化においては、その人材が必要となるため、活動の中核となるリーダーの養成や活動に参加する県民の防犯に関する知識を高め、防犯意識の高揚を図ります。

【担当課:警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

三多公

《大学生ボランティア「あっぷりけ戦隊!奈良まもりたい」》

警察庁から、若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業の団体として指定され、県内外の大学生が防犯ボランティア団体が行う各種防犯活動や各警察署の広報啓発活動に参加しています。県警察では、団体傷害保険への加入のほか、募集ポスター、のぼり旗、活動服、啓発物品を購入するなどして、その活動を支援しています。



274

《県内大学と協働した「学生ボランティア育成事業」》

県警察では、次世代を担う若い世代の防犯ボランティアの育成を目的に、学校法人帝塚山大学との協働による単位取得可能な「学生ボランティア育成事業」を実施し、犯罪の未然防止、青少年の健全育成、サイバー犯罪対策等の担当課職員を派遣しての講義や、ボランティア活動体験等の実習を行っています。



エ 地域安全推進委員と連携した地域における防犯活動の促進

各地区防犯協議会会長(市町村長)及び警察署長の連名により、地域の実情に精通し犯罪被害防止活動に熱意のある住民の方々を地域安全推進委員として委嘱しています。平成28年4月現在、県下で1,993名の方々が委嘱を受け、各居宅に「地域安全連絡所」と記載された表示板を掲げて、地域住民への防犯意識の高揚を目的とした防犯指導や市町村、警察署、交番・駐在所と連携した被害防止活動に取り組んでいます。



地域安全推進委員委嘱式

地域における防犯活動の中核を担うこれらの方々と一層連携し、地域における防犯活動を促進します。

【担当課:警察本部生活安全企画課】

オーボランティア団体の活動状況に関する広報の強化

防犯ボランティア団体の構成員拡大、モチベーションの維持につなげるため、市町村等の広報媒体の活用や報道機関への情報提供等、ボランティア団体の活動状況に関する広報を強化します。活動の周知に当たっては、一般的な活動紹介だけでなく、防犯ボランティア活動の成果を盛り込むことで、若い世代や退職世代等の理解と共感が得られるものとなるよう配意します。

【担当課:安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

《車座ふるさとトークin奈良の開催》

住民の挨拶から始まる「あいさつ・ 声かけ・鍵掛け運動」の推進、若い世 代の防犯ボランティア活動への参加促 進等の県内における自主防犯活動の活 性化に向けた取組が評価され、国家公 安委員会委員長が来県し、「地域の防犯 対策」をテーマに、「西大和6自治会連 絡会」や「あっぷりけ戦隊!奈良まも



りたい」のメンバーとの車座の対話が行われ、各報道機関等に大きく取り上げられました。

カ 交番・駐在所と防犯ボランティアとの連携

地域の情勢や防犯ボランティア団体の 設立状況に応じて、団体と警察官との合 同パトロールを行うなど、より一層良好 な関係を構築するよう努めます。

【担当課:警察本部地域課】



合同パトロールの実施

(2) 財政的・物的支援の充実

ア 防犯ボランティア団体連携のための機会づくり

合同パトロール等の現場での活動に伴う支援だけではなく、活動を続けていく目的や将来像など、活動の本質を議論し、防犯ボランティア団体間の連携を深めるため、意見交換会等の場を設けます。また、意見交換では、県や市町村、警察担当者と活動上の課題や対応策を相互に検討し、団体自身が課題解決に向けた対策を講じる糸口となるような内容を盛り込むことにも配意します。

【担当課:安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

イ 企業による活動支援の促進

企業においてはCSR活動の一環として、自ら防犯ボランティア活動に取り組んでいただいております。加えて、地域の防犯ボランティア団体等への支援を行う取組も必要です。こうした企業の取組は、防犯ボランティア活動の活性化に効果的であることから、防犯ボランティア活動への積極的な参加や支援を働きかけます。



事業者によるCSR活動

【担当課:安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

(3) 防犯カメラの設置促進

ア 市町村、自治会、事業者による防犯カメラの設置促進

防犯カメラは、人の目では補い切れない部分の防犯対策として、被害の未然防止に極めて有効です。また、「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を高め、犯罪を許さない気運を醸成させる効果があります。加えて、万一犯罪が発生した場合の速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応することができます。市町村、自治会、事業者に対して、必犯カメラのこうした有用性を周知して、必



街頭防犯カメラの設置

要な箇所に防犯カメラが設置されるよう支援します。また、市町村に対しては、独自に予算化や宅地開発業者に対して示した開発規定である「開発指導要綱」に防犯カメラの設置に関する規定を設けるよう働きかけます。

なお、防犯カメラの設置には、プライバシー等の人権への配慮が必要となることから、防犯カメラの設置者、利用者が守るべきガイドラインを定めるなどして、防犯カメラの適正な設置や利用が図られるよう支援します。

【担当課:安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

《市町村に対する防犯カメラ設置費用の補助》

県では、市町村が防犯カメラの設置に関する事業を行う場合、当該事業に要する 経費について、補助金を交付する「奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付事 業」を行っています。この事業は、防犯カメラの設置等を通じて、地域住民が自主 的な防犯活動を行う気運を高め、こうした活動に積極的に協力、参加することに加 え、これを継続的に行うことができる環境づくりを目指すものです。

《自治体独自による街頭防犯カメラ補助金事業の実現》

平成28年度から大和郡山市、三郷町、桜井市、香芝市では、独自予算による街頭防犯カメラの設置補助金事業を実施することとなりました。

また、五條市では、ドライブレコーダーを、交通事故の防止に加え「動く防犯力メラ」として安全・安心なまちづくりに役立たせるため、平成27年8月から市民を対象とした補助金交付事業を行っています。

イ 警察が主体となる防犯カメラの設置促進

交番・駐在所の多くは、駅前や主要幹線道路等の交通要所に所在していることを踏まえ、民間が設置する防犯カメラに加えて、これら警察施設に防犯カメラを設置することで、周辺地域の犯罪抑止に大きな効果を発揮することが期待できます。

【担当課:警察本部生活安全企画課】



警察施設に設置した防犯カメラ

(4) 情報提供の推進

ア 犯罪情報等の提供

効果的な防犯ボランティア活動が行われるためには、地域における犯罪等の発生 状況に関する情報が不可欠です。防犯ボランティア団体が真に求めている情報に応 じて、提供する情報の範囲、内容について検討し、可能な限りその要望に応じた情 報を多様な媒体を活用して提供します。

【担当課:警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

《犯罪発生・不審者情報・交通事故情報マップ》

県警察では、これまで犯罪発生マップ・不審者情報マップをホームページに掲載 してお知らせしていましたが、

平成27年12月から交通事

故情報マップを加えるととも に、大幅にリニューアルしま した。

選択した事件や事故の種別 毎に地図にアイコンが表示されます。また統計情報をもとに分布図表示も可能です。是 非、防犯対策や交通事故防止対策に活用してください。



※ 画像はイメージです

http://www.police.pref.nara.jp

イ 団体の運営に関する情報提供

防犯ボランティア活動の持続性を高める観点から、団体の設立や円滑な運営を促進するため、これらに関する好事例を取りまとめた資料やマニュアルの作成に努めるとともに、その内容が時宜にかなったものとなっていることについて点検の上、

必要に応じて改訂します。

【担当課:警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

国灵公

《防犯ハンドブックの作成》

(公財) 奈良県防犯協会の協力により、防犯ボランティア活動のノウハウや、犯罪被害に遭わないためのアドバイスを掲載した「防犯ハンドブック」を制作し、防犯ボランティア団体を始め、地域住民に対して配布しています。



(5) 教育・啓発の推進

ア 安全・安心なまちづくりの旬間の実施

県民に対して、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの関心を深め、県民等が自主防犯活動に参加・協力する気運を高める一方策として「安全・安心なまちづくりの旬間」を「全国地域安全運動(毎年10月11日~同月20日)」に合わせて実施し、「奈良県民大会」等、自主防犯活動に関する啓発活動やキャンペーン等、その趣旨に則した事業を行います。



全国地域安全運動「奈良県民大会」

【担当課:安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

イ 防犯知識の提供

防犯ボランティアを始めとする地域住民等に対し、効果的な防犯活動や防犯環境設計に関する知識の浸透を図るため、指導的立場の防犯ボランティア、防犯設備士等の参加を得て、地域の犯罪情勢や対象者の特性に応じた参加・体験型の防犯教室を開催するなどして、防犯知識の提供を図ります。

【担当課:警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

《青色防犯パトロール活動》

県内の防犯ボランティア団体や自治体等が、警察からの証明を受けて自動車に青色回転灯を装備して行うパトロール活動のことを言います。この活動は、「自分たちのまちは自分たちで守る」をスローガンに、登下校時の子供見守り活動に寄与しており、今後も大きな期待が寄せられています。警察では、青色防犯パトロール活動を行う方々に対して、定期的に効果的な防犯教育を実施し、持続性を高める組織づくりを推進しております。





ウ 積極的な賞揚措置等

活動に対する表彰は、士気高揚や活動に対するモチベーションの向上に効果があることから、防犯ボランティア活動に関する功労の継続的な把握に努めるとともに、 事件、事案の解決に資する端緒情報の提供があった場合には、時機を逸することなく積極的な賞揚を検討します。

【担当課:警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

《防犯功労者(団体)等に対する表彰》

全国地域安全運動(10月)に伴い、多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に功労のあった団体や個人に対して表彰を行っています。 その他、事件の解決に貢献した方々に対しても 積極的に感謝状の贈呈等を実施しています。



エ 関係機関・団体との連携等

防犯ボランティア活動が継続的に推進されるようにするためには、関係機関・団体との連携・協力が不可欠です。防犯協会を始め、各種民間団体と防犯ボランティアの活性化や持続性の向上を図るための各種支援を推進すると共に、防犯設備に関する生活安全産業関係者と連携体制の構築に努めます。

【担当課:警察本部生活安全企画課、安全・安心まちづくり推進課】

《公益財団法人奈良県防犯協会》

奈良県防犯協会は、県民の自主的な防犯活動を積極的に 支援することにより、民間の立場から「犯罪のない明るい 社会づくりの実現」を目標に活動する団体であり、防犯広 報啓発普及事業・防犯ボランティア支援事業・防犯功労者 に対する表彰事業・防犯モデルマンション登録事業等を実 施しています。



4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
防犯アドバイザー制度 【3(1)イ】	「防犯アドバイザー」は防犯活動に関するノウハウを有する警察官OBからなる嘱託職員です。現在、奈良警察署及び橿原警察署に1名ずつ(計2名)が配置されており、地域住民に対する情報提供、防犯指導、講演活動等を専門的に行い、自主防犯活動の定着と地域防犯力の向上に努めています。	警察本部生活安全企画課
【再掲】あいさつ・ 声かけ・鍵掛け運動 「チャレンジ"絆"」 の推進 【3(1)ウ】	住民が挨拶や声かけを励行することで地域防犯力を 高め、犯罪者が入り込みにくい地域を構築するため、 あいさつ・声かけ・鍵掛け運動「チャレンジ "絆"」を推 進しています。実施地区は、(公財)奈良県防犯協会作 成の「のぼり旗」を主要箇所に設置するとともに、各戸 の門扉等に「声かけ防犯シート」を掲示して、犯罪の抑 止効果を高めています。	警察本部生活安全企画課
若い世代の参加促進 を図る防犯ボランティア支援事業 【3(1)ウ】	若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業として奈良県警察大学生防犯ボランティア「あっぷりけ戦隊!奈良まもりたい」を結成し、防犯ボランティア団体が行う各種防犯活動や各警察署の広報啓発活動に参加しています。県警察では、団体傷害保険への加入のほか、募集ポスター、のぼり旗、活動服、啓発物品を購入するなどして、その活動を支援しています。	警察本部生活安全企画課
メールマガジン「安 全・安心レター」 【3(1)オ、(4)イ】	犯罪などに強い奈良県づくりを目指すため、県や市町村の取組、地域での活動の事例、身近な犯罪への対 策等をメールで配信しています。	安全・安心 まちづくり 推進課
防犯サポート事業所 登録事業 【3(2)イ】	地域において、既に自主防犯活動を行っている、又は行おうとしている事業所(企業・団体等)を登録し、この事業所の防犯活動を人的・物的な面から支援する「防犯サポート事業所登録事業」を行っています。	安全・安心まちづくり推進課
【再掲】奈良県地域 防犯重点地区支援事 業補助金交付事業 【3(3)ア】	市町村が防犯カメラの設置に関する事業を行う場合、 当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助 金を交付する「奈良県地域防犯重点地区支援事業補助 金交付事業」を行っています。	安全・安心 まちづくり 推進課
【再掲】防犯カメラ 設置事業 【3(3)イ】	犯罪の起きにくい社会づくりのため、駅前や主要幹 線道路等の交通要所や住宅・学校周辺等に所在し、地 域の安全・安心の拠点である交番・駐在所等に防犯カ メラの設置を推進しています。	警察本部生活安全企画課
【再掲】ナポくんメ ール配信事業 【3(4)ア】	県警察で認知した犯罪発生情報等をメールにより配信します。	警察本部生活安全企画課
全国地域安全運動「奈 良県民大会」 【3(5)ア】	「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」ことを主眼とする自主防犯活動が、自治体、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれ特性を生かし、お互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動として行われることを目指して、全国地域安全運動「奈良県民大会」を開催しています。	安全・安心 まちづくり 推進課

安全・安心まちづく りアドバイザー派遣 事業 【3(5)イ】	犯罪に強い安全で安心なまちづくりの実現を目指し、 地域で自主防犯・防災活動に先進的に取り組んでいる 方を「奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー」と して委嘱し、県内各地で防犯意識の普及啓発、防犯訓 練への支援や助言等の活動を行っています。	安全・安心 まちづくり 推進課
防犯活動推進事業 【3(1)ウ、(2)ア、 (4)イ、(5)】	犯罪抑止活動を事業目的とする公益財団法人奈良県防犯協会が実施する事業の一部を補助し、県民の自主的な防犯活動を支援すると共に、犯罪のない地域社会の実現を目指しています。	警察本部生 活安全企画 課

5 関係者に期待される役割

市町村	防犯ボランティア団体の実態把握と活動の支援をお願いします。犯罪抑止のため、補助金制度の創設等、防犯カメラの設置促進に向けた支援を お願いします。
事業者	 防犯CSR活動への参加と、防犯ボランティア団体に対する支援をお願いします。 大規模な集客施設や駐車場等、不特定多数の方が利用する施設の管理者は、防犯カメラの設置等、安全・安心に配慮した環境整備をお願いします。
県 民	 防犯ボランティア団体の活動に対する理解を深めるようお願いします。 年齢に関わらず、幅広い世代から防犯ボランティア活動への参加をお願いします。 ナポくんメールへの登録をお願いします。 行政機関等が発信する防犯情報の積極的な把握とともに、この情報に応じた対応や活動をお願いします。 あいさつ・声かけ・鍵掛け運動等による地域コミュニティの構築をお願いします。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
防犯サポート事業所登録数	8 1 事業所	100事業所	安全・安心まちづく
	(H28年度)	(H33年度)	り推進課
(仮称)「自主防犯団体サポート登録制度」の立ち上げ 及び登録事業所数	0団体 ※制度立ち上げ時 の団体数とする。	H30年度までに制 度を立ち上げ (※制度立ち上 げ後、登録事業 所数の目標を設 定予定)	安全・安心まちづく り推進課
防犯アドバイザー(警察官	2人(2警察署)	12人(12警察署)	警察本部生活安全企
OB)数	(H28年度)	(H33年度)	画課

【再掲】県内世帯に占める、 あいさつ・声かけ・鍵掛け 運動「チャレンジ"絆"」運 動の実施世帯率	24.3% (H27年12月末)	30.0% (H33年12月末)	警察本部生活安全企 画課
防犯サポート事業所として 登録した事業所の意見交換 会への参加率	52.6%	100%	安全・安心まちづく り推進課
【再掲】警察施設(交番、 駐在所、警察署・分庁舎) への防犯カメラ設置数	20施設 (H28年度)	9 4 施設 (H33年度)	警察本部生活安全企画課
【再掲】防犯カメラ補助金 事業を予算化した市町村数	7 市町村 (H28年度)	19市町村 (H33年度)	安全・安心まちづく り推進課・警察本部 生活安全企画課
【再掲】ナポくんメール配 信先件数	10,899件 (H27年12月末)	30,000件 (H33年12月末)	警察本部生活安全企 画課、人身安全対策 課
奈良県自主防犯・防災リー ダー研修の受講者数	1,702人 (H27年度)	2, 900人 (H33年度)	安全・安心まちづく り推進課

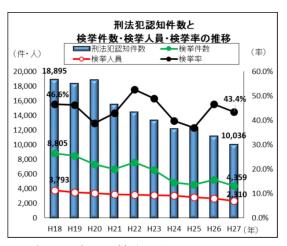
	100	
_	160	_

方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤を強化 ~安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する~

推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

1 現状と課題

戦後の警察制度等の改革により、警察 は、自らの責任において国民のための捜 査を遂行することとなりました。以来、 警察捜査は、刑罰法規を適正かつ迅速に 適用実現するための刑事司法手続上の役 割を果たすだけでなく、個人の生命、身 体及び財産を保護し、公共の安全と秩序 を維持するという警察の責務の遂行にお いて、重要な役割を果たすこととなりま した。警察では、その時々の犯罪情勢の 変化に応じて捜査力の充実強化を図り、



県民の安全・安心を脅かす犯罪の徹底検挙と緻密かつ適正な捜査に努めています。

しかしながら、近年の核家族化の進展や単身独居世帯の増加に伴い、地域社会において人間関係の希薄化が進んでいることから、聞き込み捜査といった伝統的な捜査手法による情報の入手が困難となっています。また、情報通信、金融、運輸等の様々な分野における各種サービスが高度化し、国民生活や経済活動の利便性に大きく寄与していますが、こうしたサービスの中には犯罪の実行を容易にするための手段として悪用され、捜査を困難にさせているものがあります。加えて、県警察では大量退職に伴う急速な世代交代が進む中、犯罪捜査に必要不可欠な技能の伝承や若手警察官の早期育成等が課題となっています。

一方、捜査環境を取り巻く環境の変容や一連の司法制度改革により、警察捜査の在り方も変革を迫られています。このため警察では、科学技術の活用・体制の整備を進め、犯罪の痕跡と犯人とを結び付ける事後追跡可能性の確保に努めるとともに、客観証拠の収集を徹底し、適正に証拠化するための取組を一層進める必要があります。また、刑事訴訟法の一部改正による取調べの録音・録画の制度化や、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(以下「通信傍受法」といいます。)の改正による通信傍受の対象犯罪の拡大等、新たな制度に適応した捜査環境の構築に向けた取組が必要です。

奈良県は大阪に近く、車両や交通機関を利用すれば人や犯罪が流入しやすいという立 地条件にあり、大都市に隣接していることから生じる治安情勢への懸念があります。

県警察では、県下12警察署5分庁舎に、69交番108駐在所を配置してパトロールや巡回連絡等の様々な活動を行い、警察事象に即応するため昼夜を分かたず警戒体制を保っており、交番・駐在所は地域住民の安全・安心の拠り所となっています。しかしながら、老朽化した交番等の整備には多大な費用が必要であることから、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行うため、県下の犯罪情勢・交通情勢や地域の方々の要望を踏まえながら、「奈良県全体の警察力の維持」の観点も含め、最も適切な方策を検討します。

2 課題を踏まえた基本方針

県民等を守るための捜査力、警察活動の強化

- ①司法制度改革への対応
- ②捜査力の強化
- ③科学技術の活用
- ④事件・事故への対応
- ⑤交番・駐在所の機能強化

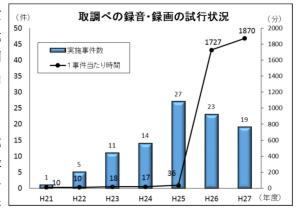
3 施策の展開

(1) 司法制度改革への対応

ア 取調べの録音・録画の実施

刑事訴訟法の一部改正に伴い、逮捕又は勾留をされている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することが義務付けられました。

県警察では、平成21年以降、裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行に積極的に取り組んでおり、その実施事件数及び1事件



当たりの平均実施時間は増加傾向にあります。今後、本制度の導入に向けて、録音・録画の下での取調べを習熟させるなどの捜査員の指導・教育等を推進し、更なる取調べ能力の向上を図るとともに、録音・録画装置の整備等に努めます。

【担当課:警察本部刑事企画課】

イ 通信傍受の対象犯罪の拡大等

これまで通信傍受法においては、その対象犯罪は薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航及び組織的殺人の4罪種に限定されていましたが、法の改正により、一定の組織性を有する殺傷犯、詐欺等が新たに対象

犯罪として追加されました。これにより、一般国民に重大な脅威を与えている暴力 団等による組織的な殺傷事件や振り込め詐欺等の犯罪捜査に通信傍受を活用できる こととなります。

通信傍受の対象犯罪の拡大等に伴い、他府県警察との連携による広域的な情報集 約や捜査部隊への一元指揮、身の代金目的誘拐のような事案にも的確に対応するこ とが重要となります。平素から事案対処のための習熟訓練に努めるほか、装備資機 材の整備を検討します。

【担当課:警察本部刑事企画課】

(2) 捜査力の強化

ア 情報分析の高度化・効率化

聞き込み捜査を始めとする伝統的な「人からの捜査」によって、被疑者の検挙に直結する情報等を入手することが困難になる中、様々な犯罪関連情報の高度かつ効率的な分析を行い、被疑者の絞り込み、捜査の方向性及び捜査項目の優先順位の判断を支援する取組が重要です。現在各々が独立しているシステムデータを統合管理することにより、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報とその他の様々な情報を組み合わせることで、警察事象を総合的に把握し、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等をより高度に分析(見える化)できるよう努めます。

【担当課:警察本部刑事企画課、捜査支援分析課】

イ 客観証拠の収集と適正な保管管理

適正な捜査を遂行し、刑事警察の責務を果たすためには、客観的証拠を重視する 捜査が重要な意義を有します。特に、裁判員裁判制度の実施に伴い、公判において 裁判員の的確な心証形成に資する客観証拠がより重視されています。客観証拠の証 明力が的確に評価され、その後の捜査展開が円滑に進められるよう、現場において 押収した証拠物件の保管・管理をより一層適正に行います。

また、事件発生直後において、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することは、犯人の特定や犯罪の立証、さらには連続発生の防止のために極めて重要です。

【担当課:警察本部刑事企画課、事件主管課】

《初動捜査における客観証拠の収集》

事件発生直後の迅速・的確な初動捜査を 行うため、3班編制で24時間対応する体 制である機動捜査隊や機動鑑識班を設置し しています。

これら部隊は、その機動力を活かし、事件現場における捜査活動・鑑識活動に従事するなど、初動捜査活動の強化を図っています。



《特殊事件特別捜査体制(SIT)》

特殊事件特別捜査体制は、「SIT」(Specialc rime Investigation Teamの略称)と称し、人質立てこもり事件等の突発重大事案が発生した際、警察の組織力を集結して迅速かつ的確に初動捜査を行い、被害者の迅速な安全救出を図りながら、犯人を早期に検挙することを任務としています。

突発重大事案等が発生した際に的確な対処ができるよう、必要な知識及び技能習熟のための想定訓練に積極的に取り組むなど、捜査能力の維持・向上に努めています。



人質立てこもり訓練

ウ 防犯カメラ画像の活用

犯罪捜査においては、防犯カメラ画像が重要かつ客観的な証拠となることから、 事件発生後迅速な防犯カメラ画像の収集・分析が必要不可欠です。

防犯カメラ画像が記録されているハードディスク等の記録媒体は、一定期間を過ぎるとデータが上書きにより消去されるものが多く、消去されるまでの期間は設置されている施設や機種毎に異なるため、それに応じた装備資機材の整備に努めます。

【担当課:警察本部捜査支援分析課】

エ 捜査技能の組織的な伝承

社会情勢が変化し、捜査を取り巻く環境が変容しても、犯人に結びつく捜査資料を収集するために行われる尾行、張込み、聞き込み捜査といった従来からの捜査手法は犯罪捜査に必要不可欠であり、世代を超えて受け継いでいかなければなりません。

従来、捜査技能については、実際の警察活動を通じて先輩から後輩へと受け継がれてきました。

しかしながら、大量退職による急速な世代交代で若手捜査員が多数任用されるなどしたため、経験や専門的知識を有する捜査員が減少しています。従って、多数の経験未熟な捜査員等に対して、より体系的に捜査技能を伝承する必要性が生じてきたことから、ベテランの捜査員を指導員として、警察学校における教育訓練や実戦的な指導を行うなどして、伝統的な捜査技能が伝承されるよう組織的な取組を進めています。

【担当課:警察本部刑事企画課】

(3) 科学技術の活用

ア 車両捜査支援システムの整備

自動車盗を始めとする多くの犯罪は、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、自動車ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的です。このため県警察では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する車両捜査支援システムの整備に努めています。

【担当課:警察本部捜査支援分析課】

イ DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法です。DNA型は、犯人の特定、犯行状況の解明等に有用な客観証拠であることから、積極的に被疑者の資料を採取するとともに、犯罪捜査に効果的に活用します。

【担当課:警察本部科学捜査研究所】

ウ 犯罪死の見逃し防止への取組

適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するためには、検視官の臨場率を向上させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実及び検視官が現場に臨場することができない場合であっても現場の映像と音声を送信し、検視官によるリアルタイムの確認が効果的です。



また、平成25年4月に、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されたことから、同法に規定された調査、検査(CT、レントゲン、MRI等)等の措置を的確に実施します。また、死体の腐敗や証拠滅失防止を図ることに加え、遺族等への適切な配慮のためにも、遺体保冷庫や霊安室等の整備に努めます。

【担当課:警察本部捜査第一課】

《検視官》

適正な死体取扱業務を推進し、犯罪死の見逃しを防止するため、警察本部捜査第 一課に検視官室を設置し、同室に所属する警部以上の階級にある警察官で、専門の 教養を受講したものが「検視官」として、死体取扱業務に携わっています。

エ 加害・被害のリスクファクターに関する研究

どういう人が犯罪性向が高いのか炙り出し、犯罪に向かう感情をコントロールする手法は発展途上の段階です。警察庁や関係機関と連携しながら、犯罪を未然に防止するための効果的な施策の立案に資するため、警察の業務記録や社会調査データに多変量解析を施して、刑務所出所者の再犯、子供・女性の犯罪被害、ストーカー事案に対する警察措置の成否等、加害・被害に影響する要因を解明するための調査研究を進めます。

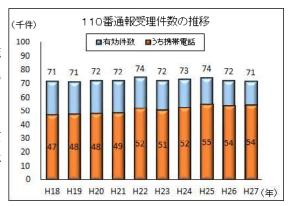
【担当課:警察本部】

(4) 事件・事故への対応

ア 通信指令システムの高度化

警察にとって初動は生命線であり、 重大事案発生直後における迅速的確 な警察活動は、被害拡大の防止、犯 人の確保等に欠かせません。

通信指令は初動警察の要であり、 迅速的確な初動警察活動のため、広 範囲で活動する多数の警察職員の総 合的・一元的な集中運用を図ること をその責務としています。



110番通報に迅速かつ的確に対応するため、警察本部内に通信指令室を設け、 受理した110番の通報内容を直ちに警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行さ せるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行っています。

なお、平成27年中の110番通報受理件数(無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していません。)は71,217件で、うち携帯電話からの通報は54,483件(全体の76.5%)でした。

増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム(発信地表示システム)や、現場状況を早期に把握するため、パトカー等の車載端末に登載したカメラのライブ映像を通信指令室で受信して警察署に配信するライブ映像配信システム等、通信指令システムの高度化を図っています。

【担当課:警察本部通信指令課】

イ 初動警察活動の強化

突発重大事案においては、110 番通報を受理してから、いかに迅速 かつ的確に初動的措置を執るかが県 民の生命身体の安全確保に直結しま す。

そのため、無差別殺傷事件その他 の重大事案の発生を想定した実践的 かつ効果的な初動警察対応訓練を継 続的に実施しています。

その他、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う通信指令競技会を開催するなど、通信指令



無差別殺傷事件を想定した訓練

技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設け、組織的な人材育成に努めています。

【担当課:警察本部通信指令課】

(5) 交番・駐在所の機能強化

ア 交番相談員の活用

平成28年に県警察が行った警察活動等に関する県民の意識調査の結果、「交番・駐在所の活動に望むこと」との質問に対して、約7割が「交番にいつもいてほしい」と回答する一方で、約5割が「いつもパトロールしてほしい」と回答しています。双方のニーズに応え、警察官が街頭活動を強力に推進するための基盤整

備として、交番来訪者の 各種相談の受理、事件事 故等の届出時の警察署へ の通報、遺失拾得の受理、 地理教示等の警察官の補 完的業務を行う交番相談 員を適切に配置します。



【担当課:警察本部地域課】

《交番相談員》

交番相談員制度は、常時交番に人がいて欲しい、パトロールを強化して欲しい等の地域住民の多様な要望に応えるため、経験豊富な警察職員OBを嘱託職員として採用し、来訪者の多い主要交番に配置し、各種相談の処理、地理案内、遺失・拾得物の処理、事件・事故の届出に対する通報連絡等、警察官の補完的業務を行うものです。

本制度は、平成4年5月1日から3警察署の3交番に3名を配置してスタートし、 現在、10警察署の27交番に27名を配置しています。

イ 交番への女性専用施設の整備

県警察では、女性の視点を一層反映した警察運営を進め、平成30年度を目途に 女性警察官の比率を10%とする目標を掲げています。

24時間体制で交番で勤務する女性警察官のための職場環境の整備は、女性警察官の職域拡大と、その能力を最大限発揮させるために必要であり、交番における計画的な女性専用施設の整備に努めます。

【担当課:警察本部地域課】

ウ 交番等への防犯カメラの設置

警察施設(警察署・分庁舎、交番、駐在所)の多くが、駅前・主要幹線道路等の 交通要所に所在しており、防犯カメラを設置することで周辺地域の犯罪抑止に大 きな効果を発揮することが期待できることから、交番を始めとする警察施設への 防犯カメラ設置を進めます。

【担当課:警察本部生活安全企画課】

エ 奈良県警察WANシステムのネットワーク拡充

県警察では、県下の22交番を警察本部・警察署と専用回線で結び、交番における遺失・拾得物の届出受理や手配について効率化・迅速化を図っています。また、これにより、万一災害が発生した際には、交番を地域の防災拠点として、避難情報や被災者情報等を迅速に発信することも可能です。引き続き、交番における迅速な窓口対応や地域の要望に応じた安全情報のタイムリーな発信に資するため、全交番

【担当課:警察本部地域課、情報管理課】

オ 交番、駐在所の計画的な更新

交番、駐在所は地域の安全・安心の拠り所となるだけでなく、災害発生時には、 被災者の救助活動はもとより、避難指示や被害情報収集活動等、地域の防災拠点と なります。現在、県下には69交番108駐在所が所在していますが、費用の平準 化を図りつつ計画的な更新を行うため、県下の犯罪情勢・交通情勢や地域の方々 の要望を踏まえながら、「奈良県全体の警察力の維持」の観点を含め、最も適切な 方策を検討します。

【担当課:警察本部地域課、会計課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
証拠品管理システム の整備 【3(2)イ】	裁判員裁判制度の導入に伴い、公判において裁判員の的確な心証形成に資する客観証拠がより重視される中、公判において客観証拠の証明力が的確に評価され、その後の捜査展開が円滑に進められるよう、証拠品管理システムを運用し、現場において押収した証拠物件の保管・管理をより一層適正に行います。	警察本部刑 事企画課
犯罪捜査用写真のデ ジタル化 【3(2)イ】	犯人の特定や犯罪の立証のためには客観証拠の確保 が重要であり、データの改ざん等ができない証拠能力 のある記録媒体に対応したデジタルカメラを用いて、 的確な初動捜査や緻密な鑑識活動で客観証拠の収集を 徹底し、適正な証拠化を可能にします。	警察本部鑑識課
死因究明に関する装備資機材の整備 【3(3)ウ】	平成25年4月に、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されたことから、同法に規定された調査、検査(CT、レントゲン、MRI等)等の措置を的確に実施します。また、死体の腐敗や証拠滅失防止を図ることに加え、遺族等への適切な配慮のためにも、遺体保冷庫や霊安室等の整備に努めます。	警察本部捜査第一課
通信指令支援システムの高度化更新 【3(4)ア】	増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム(発信地表示システム)や、現場状況を早期に把握するため、パトカー等の車載端末に登載したカメラのライブ映像を通信指令室で受信して警察署に配信するライブ映像配信システム等、通信指令システムの高度化を図ります。	警察本部通 信指令課
交番相談員の配置 【3(5)ア】	常時交番に人がいて欲しい、パトロールを強化して欲しい等の地域住民の多様な要望に応えるため、経験豊富な警察職員OBを嘱託職員として採用し、各種相談の処理、地理案内、遺失・拾得物の処理、事件・事故の届出に対する通報連絡等の警察官の補完的業務を行う交番相談員を適切に配置します。	警察本部地域課
【再掲】防犯カメラ 設置事業 【3(5)ウ】	犯罪の起きにくい社会づくりのため、駅前や主要幹線道路等の交通要所や住宅・学校周辺等に所在し、地域の安全・安心の拠点である交番・駐在所等に防犯カメラの設置を推進しています。	警察本部生活安全企画課

奈良県警察WANシ ステムのネットワー ク拡充整備 【3(5)エ】	交番における遺失・拾得物の届出受理や手配について効率化・迅速化を図るほか、万一災害が発生した際には、交番を地域の防災拠点として、避難情報や被災者情報等を迅速に発信するため、交番のネットワーク化を図ります。	警察本部地 域課、情報 管理課
交番、駐在所の整備 【3(5)オ】	県下には69交番108駐在所が所在していますが、 費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行うため、県 下の犯罪情勢・交通情勢や地域の方々の要望を踏まえ ながら、「奈良県全体の警察力の維持」の観点を含め、 最も適切な方策を検討します。	警察本部地 域課、会計 課

5 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
全警察署への霊安室、遺体 保冷庫の設置数	8署 (H28年度)	12署 (H33年度)	警察本部捜査第一課
交番相談員の配置率	39.1% (27交番) (H28年度)	100% (69交番) (H33年度)	警察本部地域課
交番のネットワークの整備率	31.9% (22交番) (H28年度)	100% (69交番) (H32年度)	警察本部情報管理課、 地域課
【再掲】警察施設(交番、 駐在所、警察署・分庁舎) への防犯カメラ設置数	20施設(H28年度)	9 4 施設 (H33年度)	警察本部生活安全企 画課

6 関係する他計画等

奈良県国土強靱化地域計画

_	1 ′	7∩	_
_	1	ſυ	_

方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤を強化 ~安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する~

推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進

1 現状と課題

犯罪被害者等は、突然の予期せぬ出来事に、生命・身体・財産等の直接被害だけでなく、持続的な精神的後遺症や、「眠れない」、「食欲がない」等の身体的な不調にも悩まされるほか、被害を受けたことにより離職や転居を余儀なくされるなど、経済的に困窮している状況も見受けられます。また、犯罪被害者等に対する周囲の理解不足や誤解により二次被害を受けることも問題となっています。犯罪被害者等が平穏な日常生活を取り戻すためには、経済的支援、心身に受けた影響からの回復、刑事手続に関する情報提供等、様々な犯罪被害者等支援のための取組を行う必要があるほか、県民に対して犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性について広報啓発していく必要があります。

社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る可能性があります。 昭和49年に発生した三菱重工ビル爆破事件がきっかけとなり、昭和55年に犯罪被害 者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「犯罪被害者等支援 法」といいます。)が制定されました。また、平成7年に発生した地下鉄サリン事件等 の無差別殺傷事件を契機として、犯罪被害者等に対する支援を求める社会的な気運が急 速に高まり、平成16年には、犯罪被害者等基本法が成立しました。

県では、同法に基づき犯罪被害者等支援施策に取り組んできたところ、平成28年4月に、都道府県における犯罪被害者等支援に特化した条例としては全国7例目となる、 奈良県犯罪被害者等支援条例を施行しました。

県民にとって最も身近な行政主体である市町村についても、犯罪被害者等を支援する 取組が進んでおり、平成28年4月、大和郡山市において、市町村における犯罪被害者 等支援に特化した条例では県下で初となる大和郡山市犯罪被害者等支援条例が施行され ました。

しかしながら、犯罪被害者等を適切に支援するためには、支援に従事する職員のスキルアップが必要であるほか、支援に重要な役割を果たしている民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を続けていくため、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確保が必要です。

また、事件で有罪判決を受け服役した加害者が、警察に通報した犯罪被害者等を逆恨みするなどして出所後等に再び犯罪被害者等に危害を加えるおそれもあります。県警察は相談や届出を受けるなど、犯罪被害者等と直接関わる行政機関であり、犯人の検挙、事件捜査だけでなく、犯罪被害者等の要望に応じた支援を行う必要があります。また、加害者が検挙されていない、又はまもなく出所してくる等、犯罪被害者等が再び危害を加えられるおそれが強い場合には、警察による警戒活動に加えて、犯罪被害者等が安全に避難できる住居を確保するなど、中長期的に避難し、生活するための住居、雇用等の安定が不可欠であり、社会全体でどのように支援していくかが課題です。

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、県、市町村、関係機関及び民間支援団体がより一層相互に連携を図り、きめ細やかな充実した支援を行うほか、県民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要です。

2 課題を踏まえた基本方針

犯罪被害者等に対する支援の促進

- ①経済的な支援への取組
- ②心身に受けた影響からの回復への取組
- ③安全の確保への取組
- ④居住及び雇用の安定への取組
- ⑤支援等のための体制整備への取組
- ⑥県民の理解と協力の確保

3 施策の展開

(1) 経済的な支援への取組

ア 犯罪被害給付制度の運用

通り魔事件等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援法に基づき、国が一定の給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図っています。

給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては給付制度に関して有する権利 や手続について十分な教示を行うほか、給付金の支給に係る裁定については、事案 の内容に即して、速やかに行うよう努めます。

【担当課:警察本部県民サービス課】

亡くなら 遺族給付金の申 請・請求 れたとき 申請する人の地元の警察署又は警察本部 支給裁定通知 給 給 府県公安委員会による裁定 する人の住所地を管轄する 付 付 犯罪被害の発生 金 金 重傷病を負ったとき 裁定のための調査 請 受領 重傷病給付金の 申請・請求 不支給裁定通知 公安委員会 障害が残ったとき 障害給付金の申 請•請求

犯罪被害者給付金の申請・請求の流れ

イ 各種公費負担制度の運用

犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を

得るため、一定の要件を満たせば、司法解剖時又は司法解剖終了時において他殺と 判明している犯罪死体に係る検案書料、性犯罪被害者の初診料、性感染症予防措置 料、緊急避妊処置料及び身体犯の被害事実を証明するために警察に提出する診断書 の作成に係る経費等について、公費で負担しています。

犯罪被害者等のニーズに応えるため、公費負担制度のより一層の充実について検討します。

【担当課:警察本部県民サービス課】

(2) 心身に受けた影響からの回復への取組

ア 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

県警察では、臨床心理士資格を有する警察部内カウンセラーを確実に運用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。当該職員に対しては、専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努めます。また、犯罪被害者等のニーズに応じてカウンセリングを実施している民間支援団体等とも連携を図るとともに、犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減するため、これら部外カウンセラーによるカウンセリング費用について、公費での負担を検討します。

県では、犯罪被害者等の相談に対して適切に対応するため、被害者支援を行う民間支援団体に臨床心理士を派遣し、カウンセリングを実施しています。

【担当課:警察本部県民サービス課、人権施策課】

イ 性犯罪被害者支援に係る関係機関との連携の推進

被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に関係する部局と民間支援団体等との連携を促進するとともに、ワンストップ支援センターの設置等、性犯罪被害者支援体制の充実を図ります。

【担当課:女性活躍推進課、人権施策課、警察本部県民サービス課、捜査第一課】

ウ 施設の改善等による環境整備

犯罪被害者専用の事情聴取室の確保、犯罪被害者等の心情に配意した内装等を施 した犯罪被害者支援用車両の活用等に努めるほか、その環境を良好に保つなど環境 整備を図ります。

【担当課:警察本部県民サービス課】

エ 日常生活の支援

民間支援団体等と連携し、医療機関での診療、警察の事情聴取、裁判への参加、 行政機関での手続等に付き添うなどの直接支援を充実させるほか、犯罪被害者等が 早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る支援等、日常 生活上の支援のための施策の実施を検討します。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

(3) 安全の確保への取組

ア 捜査に関する適切な情報提供

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報 を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指 定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な 措置を講じます。

【担当課:警察本部事件主管課、県民サービス課】

イ 再被害防止措置の推進

犯罪被害者等の多くは、再び危害を加えられることに対して不安を抱いており、 適切な保護等の支援が求められています。

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防

止対象者」に指定し、連絡体制を確立の上、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会等の関係機関・団体と緊密に連携を図り、再被害防止措置に必要な関連情報の収集を行うとともに、非常時の通報要領の教示、自主警戒等についての防犯指導、緊急通報装置等の再被害防止資機材の貸与に加え、必要に応じて自宅への立ち寄り等の警戒措置を講じるなど、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止しています。

なお、危険度が高いと判断される場合には、立ち寄り回数を増やすなどの警戒措置の強化や、警察官を実際に配置するなどの警戒体制の構築により再被害防止措置を執りますが、必要に応じて更なる警戒強化に資するネットワークカメラ等の新たな資機材の導入についても検討します。

また、再被害防止措置の一環として、犯罪被害者等を避難させるためには、避難 先での家具等の調達に時間や費用を要する面もあることから、この点を解消できる ような支援の取組についても検討します。

【担当課:警察本部事件主管課、県民サービス課】

(4) 居住及び雇用の安定への取組

ア 被害直後における一時避難場所の確保等

自宅等が犯罪等の現場となるなど、物理的に居住することが困難となった犯罪被害者等について、被害直後における犯罪被害者等の一時避難場所として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、宿泊等に係る費用の一部を公費で負担しています。また、ストーカー、配偶者等暴力の被害者等について、加害者を検挙し、又は被害者等が安全な場所に移るまでの一時的な避難先として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、一時避難に係る経費の一部を負担して、被害者等の安全確保のための取組を促進します。

【担当課:警察本部県民サービス課、人身安全対策課】

イ 中長期的な住居の確保に向けた取組

被害者等の県営住宅への入居については、現在、緊急的な一時受入を行っていますが、期間は原則1年までとなっていることから、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、優先入居等による中長期的避難の支援が図られるように検討します。

【担当課:住まいまちづくり課】

ウ雇用の安定

犯罪被害者等が置かれている状況等について周知を図り、犯罪被害者等の雇用を維持するとともに、就労の場を一層確保できるよう、事業者の理解を得るための施策の充実に努めます。

【担当課:雇用政策課】

(5) 支援等のための体制整備への取組

ア 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が必要とする支援は、 受けた被害や生活の態様等により様々で、住宅、雇用、保健福祉、教育等幅広い分野にわたるため、県と県警察に犯罪被害者等支援全般に対応する相談窓口を設置しているほか、必要な支援に応じた様々な相談窓口において相談を受け、必要な支援に関する情報提供や助言を行っています。



相談啓発ポスター

今後、相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、 市町村や民間支援団体等とも連携しながら、犯罪被害者等がより相談しやすく、よ り負担が少なくなるような対応を行います。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

イ 刑事手続に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、 刑事手続の流れや犯罪被害者等のための 制度等をわかりやすく解説した「被害者 の手引」の犯罪被害者等への早期の提供 に努めます。

また、外国人の犯罪被害者等の実情を 踏まえて作成・配付している外国語版の 「被害者の手引」について、必要に応じ て、記載言語の拡大、内容の充実、見直 しを図ります。



被害者の手引

【担当課:警察本部事件主管課、県民サービス課】

ウ 民間支援団体に対する援助

民間支援団体は、相談業務のほか、公判や調停への付き添い等の生活に密着した きめ細かな支援活動を行っており、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援を受けら れる体制を整えていくために不可欠な団体です。

県では、民間支援団体に対して、犯罪被害者等支援活動を行う支援員の養成及び 研修事業への補助等を行っており、県警察では、民間支援団体が実施する支援事業 への補助等を行っています。

こうした団体の活動とその果たす役割の重要性に鑑み、これまで以上に効率的、 効果的な援助を検討します。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

国罗公

《公益社団法人なら犯罪被害者支援センター》

犯罪等により被害にあわれた方や、そのご家族・ご遺族が 被害を軽減・回復し、再び平穏な生活を営むことができるよ う、多様な支援活動を行う民間被害者支援団体です。

専門の研修を受けたボランティアの支援員が、電話や面接による相談、警察や裁判傍聴等への付き添い支援等を行っています。



【相談電話】

0742-24-0783

(月~金、午前10時から午後4時まで 土・日・祝・年末年始除きます)

0744-23-0783 (中南和相談コーナー)

(月曜日・火曜日のみ、午前10時から午後4時まで)

エ 人材の育成

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、犯罪被害者等の心理や置かれている状況を正確に理解するとともに、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められています。

県内全域で均一な支援を行うためには、県内各地で支援に携わる県、県警察、市町村等の関係機関の職員及びボランティア支援員等の知識や対応方法が一定の水準を満たしている必要があることから、犯罪被害者等支援に携わる職員や支援員への研修を充実させることにより、人材育成に努めます。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

オ 調査研究の推進

犯罪被害者等支援に従事する者が、支援についての専門的な知識や技能が不足すると、適切な支援をすることができなくなるおそれがあります。犯罪被害者等のニーズ等を把握するとともに、犯罪被害者等の支援に関する先進事例等の情報収集に努めるなどの調査研究を行うことにより、犯罪被害者等支援に関する専門的知識・技能の向上につなげる効果的な施策を検討します。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

カ 関係機関・団体との連携

県、市町村、県警察、民間支援団体等の関係機関・団体等が連携しながら犯罪被害者等に対する適切な支援に取り組んでいますが、今後も既存のネットワーク等の一層の充実や、より効果的な支援体制の構築等に努めるとともに、犯罪被害者等支援に向けての連携強化を図ります。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

国罗公

《なら被害者支援ネットワーク》

平成11年に犯罪被害者等支援に関わる関係機関・団体が相互に連携し、被害者等の多様なニーズに応えることを目的に設立したネットワークで、現在36団体・機関が参加して様々な犯罪被害者等支援を行っています。

きめ細やかな犯罪被害者等支援を行うため、 「性被害者支援」「交通被害者支援」「少年被 害者支援」の各専門部会が設置されています。



「なら被害者支援ネットワーク」総会

(6) 県民の理解と協力の確保

ア 犯罪被害者等による講演会の開催等

広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなどして、あらゆる機会を通じて「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくり」に向けた気運の醸成を図ります。

県警察では、中学生や高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を 亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ 教室」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の涵養や次世代 を担う者の規範意識の向上に努めます。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

イ 広報啓発活動の実施

街頭啓発活動、パンフレットやポスターの掲示、ウェブサイトへの施策の掲載等により、一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等が置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援、民間支援団体の意義や活動内容等について、幅広く広報啓発活動を進めていきます。

【担当課:人権施策課、警察本部県民サービス課】

《犯罪被害者支援奈良県民のつどいの開催》

犯罪被害者週間に合わせて、犯罪被害者等の現 状と支援の重要性を県民に周知し、地域社会で犯 罪被害者等を支えるとともに、地域社会が一丸と なって犯罪と対決する気運を高めるための講演等 を行っています。



4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
診断料等の公費負担 【3(1)イ】	身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書 等に要する費用等について公費で負担します。	警察本部県 民サービス 課
【再掲】心理専門職 派遣事業 【3(2)ア】	犯罪被害者の相談に対して適切に対応するため、民間支援団体に対し、心理専門職の派遣を行っています。	人権施策課
犯罪被害者等支援条例普及啓発事業 【3(2)ア・3(5)カ・3(6)ア・イ】	犯罪被害者等支援条例の普及啓発を促進するため、 市町村窓口職員に対する研修や広報啓発活動を実施し ます。	人権施策課
緊急一時避難場所の 確保に係る経費の公 費負担制度 【3(4)ア】	自宅等が犯罪等の現場となるなど、居住が困難で犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供しています。	警察本部県 民サービス 課
【再掲】ストーカー・配偶者等からの暴力被害者の一時避難等経費の公費負担制度 【3(4)ア】	ストーカー・配偶者等からの暴力事案のうち、危険性・切迫性が高い事案の被害者等に対して、民間宿泊施設への一時避難に伴う費用について公費負担を行います。	警察本部人 身安全対策 課
犯罪被害者支援事業 補助金 【3(5)ウ】	公益社団法人なら犯罪被害者支援センターに対して、 犯罪被害者支援活動を行う支援員の養成及び研修事業 への補助を行っています。	人権施策課
犯罪被害者支援事業 費補助 【3(5)ウ】	犯罪被害による精神的被害の軽減や回復に向けた施策の中で、犯罪被害者等の要望や必要性が高く、有効な方法となる病院やカウンセリング、検察庁及び公判への出廷・傍聴への付き添い等を行う直接支援を一層推進するため、民間支援団体が実施する支援事業への補助を行っています。	警察本部県民サービス課
電話相談事業委託 【3(5)ウ】	通常の警察活動では支援が困難な、中長期にわたる 犯罪被害者等からの相談等について、公益社団法人な ら犯罪被害者支援センターに対して電話相談業務を委 託しています。	警察本部県 民サービス 課

5 関係者に期待される役割

市町村	・ 県民にとって最も身近な行政主体として、犯罪被害者等支援について、相談窓口や広報啓発活動の充実を図るなど、犯罪被害者等支援に関する気運の醸成や体制の構築をお願いします。
事業者	・ 犯罪被害者等に対し、被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないよう

	十分配慮いただくとともに、犯罪被害者等の支援のための研修会への参加等、施 策の推進にご協力をお願いします。
県 民	・ 犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての 理解を深め、犯罪被害者等が再び平穏な暮らしを営むことができるよう十分配慮 してください。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
犯罪被害給付金の申請から	標準処理期間1年	全件6か月以内	警察本部県民サービス課
支給決定までの期間	(H28年)	(H33年)	
カウンセリング希望者に対 する部内臨床心理士による カウンセリング実施率	1 0 0 % (H28年)	100% (H33年)	警察本部県民サービス課
カウンセリング希望者に対するカウンセリング機関等 への引継率	なら犯罪被害者支援センターへの引継ぎ(引継率100%) (H28年)	犯罪被害者等の 希望するカウン セリング機関等 への引継ぎ(引 継率100%) (H33年)	警察本部県民サービス課
【再掲】性犯罪被害への総合的な支援を一元的に行う「ワンストップ支援センター」の設置	無し (H28年度)	設置 (H33年度)	女性活躍推進課、人 権施策課 警察本部県民サービ ス課、捜査第一課
「再被害防止対象者」に係	0件	0件	警察本部事件主管課
る再被害件数	(H28年)	(H33年)	
市町村窓口職員研修の受講	20人	累計100人	人権施策課
者数	(H28年)	(H29~33年)	
被害者支援要員に対する研	1 1 %	1 0 0 %	警察本部県民サービス課
修実施率	(H28年)	(H29~33年)	

7 関係する他計画等

· 奈良県犯罪被害者等支援計画